

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 6 7 号

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 4 年 6 月 2 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 首 藤 毅 彦



# 行政監査報告書

平戸市監査委員



# 目 次

## 令和3年度行政監査（準公金等の管理）の結果について

第1	監査のテーマ-----	1
第2	監査の目的-----	1
第3	監査の対象及び範囲-----	1
第4	監査実施の期間-----	1
第5	監査の方法-----	1
第6	監査の着眼点-----	2
1	市が任意団体の事務を執行する根拠について-----	2
	（1）事務に従事する根拠が規約等で明確に定められているか。	
	（2）市が事務局を担う必要があるか。	
2	会計事務における管理・執行体制について-----	2
	（1）会計事務に関する規則等は整備されているか。	
	（2）経理責任者及び事務取扱者は選任されているか。	
	（3）事故防止対策等はされているか。	
3	現金預金等について-----	2
	（1）現金は、金融機関に預金されているか。	
	（2）現金預金は、適正に管理・保管されているか。	
	（3）金券類（切手等）は、適正に管理・保管されているか。	
4	諸帳簿の整備について-----	2
	（1）現金預金に関し、収入伺・支出伺が整備されているか。	
	（2）収入支出経理簿等が整備されているか。	
	（3）予算書、決算書及び監査報告書等は整備されているか。	

5 予算、決算の承認及び監査について-----	2
(1) 予算及び決算は、当該団体の意思決定機関の承認を受けているか。	
(2) 決算に関する監査を受けているか。	
第7 監査の結果	
1 監査の概要	
(1) 準公金等の所管課及び団体数-----	3
(2) 団体の分類-----	4
(3) 令和2年度決算における収入の状況-----	4
(4) 本市職員が団体の事務を取り扱う理由-----	5
(5) 会計規則の整備-----	5
(6) 団体の経理責任者-----	6
(7) 事故防止対策-----	6
(8) 団体の事務取扱者-----	7
(9) 預金通帳等の管理-----	7
(10) 金券類の管理-----	8
(11) 収入伺・支出伺伝票の作成状況-----	9
(12) 収入支出経理簿の作成状況-----	9
(13) 予算及び決算の承認-----	10
(14) 決算にかかる監査-----	10
2 着眼点にかかる考察（意見）-----	11
(1) 市が任意団体の事務を執行する根拠について-----	11
(2) 会計事務における管理・執行体制について-----	11
(3) 現金預金等について-----	12
(4) 諸帳簿の整備について-----	13
(5) 予算、決算の承認及び監査について-----	14
3 むすび-----	15
準公金の現金を管理している団体一覧-----	16
準公金以外の現金を管理している団体一覧-----	18

# 令和3年度行政監査（準公金等の管理）の結果について

## 第1 監査のテーマ

### 準公金等の管理について

準公金とは、「公金以外の現金等であって、本市が補助金、負担金その他の名目により現金を交付している団体の所有に属し、かつ、業務上の必要性から本市職員が管理しているものをいう。」と平戸市準公金等取扱事務処理要領（平成24年平戸市訓令第4号。以下、「事務処理要領」という。）に定義されている。

また、公金及び準公金以外の現金（会費等）であっても、「業務上の必要性から本市職員が管理しているものについては、準公金の取扱いと同様に、適正な管理を行わなければならない。」と事務処理要領に規定されている。

## 第2 監査の目的

準公金等については、職務上の関連性や事業を円滑かつ効率的に行うため、市から補助金や負担金等を交付している団体の事務を市職員が担当している事例が多く見られる。

市職員が本来の業務に加え、その団体の会計事務を行うことにより、紛失や盗難等の事故あるいは不祥事のリスクが増えることなどから、準公金等の取り扱いについては、事務処理要領に基づき執行することとなっている。

このことから、市に事務局を置く団体における準公金等の管理状況を監査し、今後の適正な事務の執行に資することを目的として、本監査を実施した。

なお、前回は平成29年度に同様の監査を実施し、平成30年6月に監査公表を行っている。

## 第3 監査の対象及び範囲

令和4年1月1日現在で準公金等を取り扱う所管課

## 第4 監査実施の期間

令和3年12月17日から令和4年5月20日まで

## 第5 監査の方法

行政監査（準公金等の管理）については、定期監査の際に所管課が管理している団体の個別監査を行い、不備等があればその都度、指導事項や意見を添えて公表している。

そのため、今回は全庁的な現状把握の観点から、全部局に対し準公金等の取り扱い状況を照会し、準公金等を管理していると回答した所管課について、関係書類の提出を求め必要に応じて担当者から、準公金の管理等の状況を聴き取るなど、事務処理要領をは

じめとした法令等に基づく管理・執行状況の監査を基本に実施した。

なお、以下に示す監査結果における構成比の数値等は、小数点以下第1位を四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。

## **第6 監査の着眼点**

### **1 市が任意団体の事務を執行する根拠について**

- (1) 事務に従事する根拠が規約等で明確に定められているか。
- (2) 市が事務局を担う必要があるか。

### **2 会計事務における管理・執行体制について**

- (1) 会計事務に関する規則等は整備されているか。
- (2) 経理責任者及び事務取扱者は選任されているか。
- (3) 事故防止対策等はされているか。

### **3 現金預金等について**

- (1) 現金は、金融機関に預金されているか。
- (2) 現金預金は、適正に管理・保管されているか。
- (3) 金券類（切手等）は、適正に管理・保管されているか。

### **4 諸帳簿の整備について**

- (1) 現金預金に関し、収入伺・支出伺が整備されているか。
- (2) 収入支出経理簿等が整備されているか。
- (3) 予算書、決算書及び監査報告書等は整備されているか。

### **5 予算、決算の承認及び監査について**

- (1) 予算及び決算は、当該団体の意思決定機関の承認を受けているか。
- (2) 決算に関する監査を受けているか。



## 第7 監査の結果

### 1 監査の概要

#### (1) 準公金等の所管課及び団体数

提出された報告書を集約した結果は表1のとおりで、準公金等を取り扱う所管課は17課で73団体を管理しており、前回の監査時点より3団体減少している。

そのうち準公金団体は51団体で、事務処理要領第9条に規定する準公金以外の現金を、業務上の必要性から本市職員が管理している団体（以下「準公金以外団体」という。）は22団体であった。

(表1)

(令和4年4月1日現在)

部名等	課名等	団体数	
		準公金	準公金以外
総務部	総務課	5	2
	〃 (中部出張所)	8	6
	〃 (南部出張所)	1	1
市民生活部	市民課	2	0
福祉部	福祉課	2	0
文化観光商工部	観光課	2	0
	商工物産課	1	0
	文化交流課	2	0
農林水産部	農林整備課	2	2
	農業振興課	6	3
	水産課	3	1
建設部	建設課	1	0
生月支所	地域振興課	4	1
田平支所	地域振興課	4	2
大島支所	地域振興課	2	0
教育委員会	学校教育課	1	0
	生涯学習課	2	0
	〃 (北部公民館)	3	0
	〃 (中部公民館)	2	0
	〃 (南部公民館)	4	2
	〃 (生月町中央公民館)	3	0
	〃 (田平町中央公民館)	6	1
	〃 (大島村公民館)	4	0
消防本部	総務課	1	0
	予防課	2	1
計		73	22

## (2) 団体の分類

本市職員が管理している73団体を大きく分類すると、地域・住民との連携事業が42団体と多く、全体の58%を占めている。

団体の分類は、表2のとおりである。

(表2)

(単位：団体数)

区分	団体数			構成比 (%)		
		準公金	準公金以外		準公金	準公金以外
地域・住民との連携事業	42	26	16	58%	51%	73%
関係団体との連携事業	15	11	4	21%	22%	18%
イベント事業	16	14	2	22%	27%	9%
計	73	51	22	100%	100%	100%

## (3) 令和2年度決算における収入の状況

令和2年度決算における収入の状況は、表3に示すとおり、全団体(73団体)のうち事業を実施した62団体(残る11団体はコロナの影響によるイベントの中止等に伴い収入がなかった。)の決算総額は、1億3,375万1千円となっている。

その中で、事業を実施し補助金等を受けた準公金団体は、51団体のうち42団体でその決算額は1億2,309万4千円となっている。

また、準公金団体の補助金等の決算額は、表4のとおりであり、令和2年度決算における補助金等の収入額は、1億1,059万4千円で、総収入額1億2,309万4千円の90%となっている。

なお、本市から補助金等を受けている準公金団体51団体の中で、翌年度への繰越を行っている団体が32団体あり、繰越額総額は5,229千円であった。

(表3)

○事業実施団体の収入の決算状況

(単位：団体数、千円)

決算額 区分	全団体				うち準公金団体			
	団体数		決算額		団体数		決算額	
	①	構成比	②	構成比	③	割合 ③/①	④	割合 ④/②
50万円未満	36	58%	7,756	6%	23	55%	4,742	4%
50万円以上100万円未満	10	16%	6,255	5%	6	14%	3,425	3%
100万円以上200万円未満	9	15%	12,828	10%	6	14%	8,014	7%
200万円以上500万円未満	4	6%	15,584	12%	4	10%	15,585	13%
500万円以上1,000万円未満	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
1,000万円以上	3	5%	91,328	68%	3	7%	91,328	74%
計	62	100%	133,751	100%	42	100%	123,094	100%

(表4)

○準公金団体の補助金等の決算額

(単位：団体数、千円)

補助金額 区分	団体数		決算額 (収入)		
		構成比	決算額①	うち補助金等②	割合②/①
10万円未満	14	33%	3,431	370	11%
10万円以上20万円未満	6	14%	2,044	889	43%
20万円以上50万円未満	10	24%	5,386	3,246	60%
50万円以上100万円未満	2	5%	1,066	1,066	100%
100万円以上200万円未満	3	7%	4,254	4,203	99%
200万円以上500万円未満	4	10%	15,585	14,507	93%
500万円以上1,000万円未満	0	0%	0	0	0%
1,000万円以上	3	7%	91,328	86,313	95%
計	42	100%	123,094	110,594	90%

## (4) 本市職員が団体の事務を取り扱う理由

本市職員が、団体の事務を取り扱う主な理由としては、市の施策を推進する中で、会員間や関係団体との連絡調整を行うのに効率的であることなどから、事務局を受け持っている状況が見られた。また、事務局の設置に関しては、全団体（73団体）のうち69団体において規約等に規定されていた。

## (5) 会計規則の整備（事務処理要領第4条第2項）

事務処理要領において、団体に補助金、負担金その他の名目により現金を交付する課は、団体に対して会計規則等を定めるよう指導すること、また、公金及び準公金以外の現金（会費等）であっても、業務上の必要性から本市職員が管理しているものについては、事務処理要領に定める準公金の取扱いと同様に、適正な管理を行わなければならないと規定されている。そのため、各団体において、会計規則等の整備が求められており、その整備状況は表5のとおりである。

全団体（73団体）のうち43団体において、会計規則等が整備されており、整備率は59%であった。なお、前回監査における整備率は17%であったことから、整備率は進捗しているものの残る30団体においては、未整備の状況となっている。

(表5)

(単位：団体数)

区分		団体数			構成比 (%)		
		準公金	準公金以外		準公金	準公金以外	
会計規則	有	43	34	9	59%	67%	41%
	無	30	17	13	41%	33%	59%
	計	73	51	22	100%	100%	100%

(6) 団体の経理責任者（事務処理要領第5条第2項）

事務処理要領において、経理責任者の事務として、「団体の予算・決算」、「準公金等の出納の決定」、「準公金等の管理状況の確認」、「事務取扱者の監督」及び「準公金の取扱いに係る事故防止」に関することが定められている。

経理責任者は、事務処理要領で所管課等の長が兼ねるとされており、表6のとおり全団体（73 団体）のうち所管課の長が経理責任者に就いている団体は 72 団体であった。残る 1 団体の経理責任者については、当該団体の会計処理規程の中で、当該団体の長とする旨規定されている。

(表6)

(単位：団体数)

区分		団体数			構成比 (%)		
		準公金	準公金以外	準公金	準公金以外		
市職員	課長等（支所長を含む。）	41	29	12	56%	57%	55%
	館長、出張所長	31	21	10	42%	41%	45%
	上記以外の職員	0	0	0	0%	0%	0%
	小計	72	50	22	99%	98%	100%
当該団体の長		1	1	0	1%	2%	0%
計		73	51	22	100%	100%	100%

(7) 事故防止対策（事務処理要領第5条第2項第5号）

事務処理要領において、経理責任者の事務の中に事故防止に向けた対策の項目があり、実施の状況は表7のとおりである。

全団体（73 団体）のうち 30%にあたる 22 団体が、定期的な担当者の変更をするなど事故防止に努めている一方で、残る 51 団体においては、具体的な事故防止対策を講じていない状況であった。

(表7)

(単位：団体数)

区分		団体数			構成比 (%)		
		準公金	準公金以外	準公金	準公金以外		
事故防止対策	実施	22	19	3	30%	37%	14%
	未実施	51	32	19	70%	63%	86%
	計	73	51	22	100%	100%	100%

(8) 団体の事務取扱者（事務処理要領第5条第3項）

事務処理要領において、事務取扱者の事務として、「準公金等の出納」、「準公金等の管理」及び「準公金等の管理及び出納状況の経理責任者への報告」に関することが規定されている。

団体の事務取扱者（経理責任者が指名）に本市職員が就いている割合は、表8のとおりである。

全団体（73団体）のうち12%にあたる9団体において、経理責任者と事務取扱者を兼ねている状況であった。

(表8)

(単位：団体数)

区分		団体数			構成比 (%)		
		準公金	準公金以外	準公金	準公金以外		
市職員	課長等（支所長を含む。）	0	0	0	0%	0%	0%
	館長、出張所長	9	2	7	12%	4%	32%
	参事、班長、係長	31	27	4	42%	53%	18%
	上記以外の職員	33	22	11	45%	43%	50%
計		73	51	22	100%	100%	100%

(9) 預金通帳等の管理（事務処理要領第7条第1項第1号及び第3号）

事務処理要領において、現金は経理責任者の指定した金融機関に預金することを基本としており、全団体（73団体）のうち1団体が金融機関への口座の開設がなく現金管理をしていた。預金口座の開設状況は、表9のとおりである。

口座開設している72団体の預金通帳・銀行登録印の保管方法は、表9-2のとおりである。

事務処理要領において、預金通帳は所定の金庫に保管し、銀行登録印は経理責任者が別に保管するなど事故防止に努めることとされており、預金通帳等の管理については、口座開設している72団体すべてが、鍵のかかる金庫等で保管している状況であったが、預金通帳と銀行登録印を同じ鍵のかかる金庫等で保管している団体が25団体見受けられた。

(表9)

(単位：団体数)

区分		団体数			構成比 (%)		
		準公金	準公金以外	準公金	準公金以外		
口座開設	有	72	50	22	99%	98%	100%
	無	1	1	0	1%	2%	0%
	計	73	51	22	100%	100%	100%

(表 9-2)

(単位：団体数)

区分	団体数			構成比 (%)		
		準公金	準公金以外		準公金	準公金以外
鍵のかかる場所に、通帳・登録印を <u>別々</u> に保管	47	35	12	65%	70%	55%
鍵のかかる場所に、通帳・登録印を <u>一緒</u> に保管	25	15	10	35%	30%	45%
計	72	50	22	100%	100%	100%

## (10) 金券類の管理（事務処理要領第7条第1項第5号）

事務処理要領において、金券類は、事故防止のため、必要最小限の購入にとどめる。この場合において、担当課で金券類を保管する必要がある場合は、所定の金庫又は施錠が可能な机に保管するなどの保管の適正化を図ることと規定されている。

金券類の保有状況は、表 10 のとおりである。また、金券類の保管方法は、表 10-2 のとおりである。

全団体（73 団体）のうち金券類（郵便切手）を管理している団体は 16 団体で、すべて鍵がかかる金庫等に保管していた。

(表 10)

(単位：団体数)

区分		団体数			構成比 (%)		
			準公金	準公金以外		準公金	準公金以外
金券類	有	16	11	5	22%	22%	23%
	無	57	40	17	78%	78%	77%
	計	73	51	22	100%	100%	100%

(表 10-2)

(単位：団体数)

区分	団体数			構成比 (%)		
		準公金	準公金以外		準公金	準公金以外
鍵のかかる場所に保管	16	11	5	100%	100%	100%
鍵のかからない場所に保管	0	0	0	0%	0%	0%
計	16	11	5	100%	100%	100%

(11) 収入伺・支出伺伝票の作成状況（事務処理要領第6条第1項）

事務処理要領において、現金等を受払する場合は、あらかじめ収入伺、支出伺等により経理責任者の決裁を受けることと規定されている。

収入・支出の執行伺となる伝票の作成状況は、表11のとおりである。

収入伺・支出伺伝票を作成している団体は、全団体（73団体）のうち63団体で整備率は86%であった。なお、前回監査時点における収入伺・支出伺伝票ともに作成している整備率は65%であったことから、整備率は進捗しているものの残る10団体にあつては、作成していない状況であった。

(表11)

(単位：団体数)

区分		団体数			構成比 (%)		
		準公金	準公金以外		準公金	準公金以外	
収入伺・支出伺伝票	作成	63	48	15	86%	94%	68%
	未作成	10	3	7	14%	6%	32%
	計	73	51	22	100%	100%	100%

(12) 収入支出経理簿の作成状況（事務処理要領第7条第2項）

事務処理要領において、準公金等の管理及び出納の状況を明らかにするために、収入支出経理簿を整備し、常に整理することと規定されており、収入支出経理簿の作成状況は、表12のとおりである。

収入支出経理簿を作成している団体は、全団体（73団体）のうち71団体で整備率は97%であった。なお、前回監査時点における整備率は92%であったことから整備率は進捗しているものの残る2団体にあつては、作成していない状況であった。

(表12)

(単位：団体数)

区分		団体数			構成比 (%)		
		準公金	準公金以外		準公金	準公金以外	
収入支出経理簿	作成	71	51	20	97%	100%	91%
	未作成	2	0	2	3%	0%	9%
	計	73	51	22	100%	100%	100%

(13) 予算及び決算の承認（事務処理要領第8条第2項及び第4項）

事務処理要領において、経理責任者は会計年度毎に予算を編成し、又は予算の補正を行う場合は、団体の理事会などの意思決定機関の承認を受けるものとする。また、会計年度終了後速やかに収支決算書を作成し、団体の監査役員による監査を経て、遅滞なく理事会等に提出し、その承認を受けるものと規定されている。

総会等での予算・決算の承認状況は、表13のとおりである。

予算及び決算どちらも承認を受けている団体は、全団体（73団体）のうち71団体で割合は97%となっているものの残る2団体にあつては、団体の意思決定機関が組織されておらず、承認を受けることができない状況であった。

(表13)

(単位：団体数)

区分		団体数			構成比 (%)		
		準公金	準公金以外		準公金	準公金以外	
総会等での 予算・決算の 承認状況	実施	71	51	20	97%	100%	91%
	未実施	0	0	0	0%	0%	0%
	その他	2	0	2	3%	0%	9%
	計	73	51	22	100%	100%	100%

(14) 決算にかかる監査（事務処理要領第8条第4項）

前述のとおり、事務処理要領において、会計年度終了後速やかに収支決算書を作成し、団体の監査役員による監査を経なければならないと規定されており、令和2年度決算における監査の実施状況は表14のとおりである。

監査を選任し、監査を受けている団体は、全団体（73団体）のうち68団体で全体の93%であった。なお、前回監査時点における各団体の監査実施率は76%であったことから監査実施率は伸びているものの残る5団体にあつては、監査を選任していないため、監査を受けていない状況であった。

(表14)

(単位：団体数)

区分		団体数			構成比 (%)		
		準公金	準公金以外		準公金	準公金以外	
監査の実施	有	68	48	20	93%	94%	91%
	無	5	3	2	7%	6%	9%
	計	73	51	22	100%	100%	100%



## 2 着眼点にかかる考察（意見）

準公金等については、前回（平成 29 年度）の監査から 4 年経過しており、今回の監査で改善された団体又は項目がみられたものの、次のような検討、改善を要する事例が見受けられたので、事務処理要領等を遵守の上、適正な事務執行に努めていただきたい。

### （1）市が任意団体の事務を執行する根拠について

#### ア 事務に従事する根拠が規約等で明確に定められているか。

市職員が市とは別の団体の事務を行う以上、その団体の事務に従事する根拠は必要である。今回監査を行った 73 団体のうち 69 団体においては、団体の規約又は会則等で規定されていた。残る 4 団体においては、引き続き市職員が事務を行うのであれば、根拠が不明確であることから、対外的に説明ができるよう団体の規約等を整備の上、その中で明確な根拠を規定する必要がある。

#### イ 市が事務局を担う必要があるか。

古くは昭和の時代から長期にわたり市が事務局を担っている団体が多くあり、一人の職員で 8 つの事務局を担当している部署がある一方で、まったく準公金等を取り扱っていない部署も存在した。令和 2 年度における決算規模が 1,000 万円以上の団体が 3 団体あるなど、当該事務局業務における従事時間数が多く、予算規模が大きい団体においては、現金預金等の取扱いにかかるリスクも増大すると考えられる。

前回監査時点と比較して、9 団体においては市から別団体に移管又は解散となるなど市における事務等の負担は一定軽減されていた。

引き続き、市が事務局を担う必要性について当該団体の事業内容も含め検証を行い、その検証結果に基づき、対応策を講じていただきたい。

### （2）会計事務における管理・執行体制について

#### ア 会計事務に関する規則等は整備されているか。

全団体（73 団体）のうち 43 団体（前回監査時点：13 団体）において、会計規則等が整備されている一方で、未整備団体が 30 団体であった。

会計規則等は、団体の出納や現金預金の保管について取り決めるものであり、会計事務を適正に執行するために定める必要がある。本市では、平成 24 年 4 月に「平戸市準公金等取扱事務処理要領」が制定されており、別途、見本となる経理規程（モデル）も示されている。そのため、会計規則等を規定していない団体（所管課）においては、早急に経理規程（モデル）を参考としつつ各団体の実情に応じた会計規則等を設け、適正な会計事務が執行できる体制を整えていただきたい。

#### イ 経理責任者及び事務取扱者は選任されているか。

経理責任者及び事務取扱者については、すべての団体において選任がされているが、経理責任者選任の根拠となる会計規則等の整備が30団体でされていない。前述のとおり、まずは、会計規則等を設け、その中で経理責任者の位置付けを明確にされたい。

また、事務取扱者においては、事務処理要領で経理責任者が指名すると規定されているが、当該団体の状況によっては職員一人を指名するのではなく、複数の職員を指名し、起票から現金の出納まで複数の目で行うことなども検討されたい。

#### ウ 事故防止対策等はされているか。

経理責任者の事務の中に事故防止に向けた対策の項目があり、全団体（73団体）のうち30%にあたる22団体が、定期的な担当者の変更をするなど事故防止に努めている一方で、残る51団体が具体的な事故防止対策を講じていない状況であった。

事故防止対策としては、事務処理要領において、前述の「定期的な担当者の変更」や「業務研修の実施」などが挙げられているが、そのほかに毎月定例日を定め、担当者が収入支出経理簿と通帳写しを照合後、別の職員が出納状況を確認し、その結果を事務局内で回覧する方法や収入伺、支出伺の際に通帳等の原本を別の職員が確認する方法などもあると思われる。

いずれにしても、リスクが伴っている以上は、「定期的」に「複数の目」で「様々な手法・角度」から、事故防止対策を講じる必要があり、それぞれの所管課において最も適切な方策を選定し、実行に移していただきたい。

### (3) 現金預金等について

#### ア 現金は、金融機関に預金されているか。

事務処理要領において、現金は経理責任者の指定した金融機関に預金することを基本としており、全団体（73団体）のうち1団体が金融機関への口座の開設がなく現金管理をしていた。当該団体は、イベント事業であるため期間が限定（3月程度）され、支払いが容易にできるよう効率性の観点から現金管理を行っていたが、リスク軽減のため、口座の開設を検討されたい。なお、現金を管理する際は、私的流用や盗難、紛失を防ぐため、引き続き、収入支出経理簿（現金出納簿）を作成し、金庫等に保管するなど厳正に管理していただきたい。

#### イ 現金預金は、適正に管理・保管されているか。

事務処理要領において、預金通帳は所定の金庫に保管し、銀行登録印は経理責任者が別に保管するなど事故防止に努めることとされており、預金通帳等の管理については、口座開設している72団体すべてが、鍵のかかる金庫等で保管している状況であったが、預金通帳と銀行登録印を同じ鍵のかかる金庫等で保管している団体が25団体見

受けられた。

各団体（所管課）における職員の配置や施設・設備状況にもよると思われるが、組織内での相互牽制効果を適切に機能させるためにも、預金通帳と銀行登録印は、別の場所、別の職員で管理していただきたい。

**ウ 金券類（切手等）は、適正に管理・保管されているか。**

事務処理要領において、金券類は、事故防止のため、必要最小限の購入にとどめる。この場合において、担当課で金券類を保管する必要がある場合は、所定の金庫又は施錠が可能な机に保管するなどの保管の適正化を図ることと規定されている。

全団体（73 団体）のうち金券類（郵便切手）を管理している団体は 16 団体で、すべて鍵がかかる金庫等に保管していたが、うち 2 団体においては物品出納簿が作成されていなかったの整備の上、管理していただきたい。

**（4）諸帳簿の整備について**

**ア 現金預金に関し、収入伺・支出伺が整備されているか。**

全団体（73 団体）のうち、収入伺・支出伺伝票を作成している団体は、63 団体で整備率は 86%となっているものの残る 10 団体にあつては作成していない状況であった。

事務処理要領に定める収入伺・支出伺を作成する目的は、収入・支出事務にかかる責任の所在を明確にすることであるため、作成していない団体にあつては、作成し、経理責任者の決裁を受けた上で、事務処理を行うよう改善されたい。

**イ 収入支出経理簿等が整備されているか。**

全団体（73 団体）のうち、収入支出経理簿を作成している団体は、71 団体で整備率は 97%となっているものの残る 2 団体にあつては、作成していない状況であった。

事務処理要領に定める収入支出経理簿を作成する目的は、準公金等の管理及び出納の状況を明確にすることであるため、作成していない団体にあつては、作成の上、入金ごとに記帳されるよう改善されたい。

**ウ 予算書、決算書及び監査報告書等は整備されているか。**

収入伺、支出伺、収入支出経理簿、物品出納簿及び備品管理台帳については、モデル様式が示されているが、その他の様式については、示されていない。

そのため、予算書、決算書及び監査報告書については、各団体の事業内容や規模等に応じた様式を独自に作成し活用している。

しかしながら、この様式については独自に作成しているため、団体間において様式が異なり、当該団体の役員や会員が容易に理解（判断）しづらいスタイルとなっていたり、必要不可欠な項目が記載されていないなど、改善の余地があると思われる。

具体的には、決算書でありながら、予算額の記載がなく比較ができない事例や監査報告書では、「監査の日時」「監査の場所」「監査の立会人」「監査の帳簿類の名称」などの項目が一部記載されていない事例も見受けられた。

さらに決算書においては、予算額と決算額の比較を記載しているが、団体によって差引順序が異なるため、収入においては決算額から予算額を差し引き、支出においては予算額から決算額を差し引くルールを定めることで、決算書の内容が一目で見て取れると思われる。

これらのことから、予算書、決算書及び監査報告書の様式についても、統一したものを作成し、周知されることを検討いただきたい。

## (5) 予算、決算の承認及び監査について

### ア 予算及び決算は、当該団体の意思決定機関の承認を受けているか。

全団体（73 団体）のうち、予算及び決算のどちらも承認を受けている団体は、71 団体で割合は 97%となっているものの残る 2 団体にあつては、団体の意思決定機関が組織されておらず、承認を受けることができない状況であった。

一般的に予算及び決算は、その団体の活動の根幹であり、組織における最高意思決定機関で協議し、承認された後でなければ執行あるいは確定されないため、団体の現状に応じた改善策を検討されたい。

### イ 決算に関する監査を受けているか。

全団体（73 団体）のうち、監査を選任し、監査を受けている団体は、68 団体で全体の 93%となっているものの残る 5 団体にあつては、監査を選任していないため、監査を受けていない状況であった。

監査は、その事務の執行が効率的かつ合理的に法令や内部規程などにしたがって適正に行われているかを判断するもので、非常に重要な制度であるため、監査の選任がされていない団体にあつては、団体の現状に応じた改善策を検討されたい。

また、監査の実施にあつては、物品出納簿及び備品管理台帳等についても監事による監査を受けるものとする旨、事務処理要領に規定されているので、該当団体のうち対応できていない団体にあつては、事務処理要領に基づく監査を実施されたい。

### 3 むすび

準公金等を取り扱う団体の会計事務執行においては、担当職員の判断によるところが大きく、直接、市会計課の審査や複数職員からの確認などを受ける機会も少なく、内部統制がとられていないと事故等のリスクが高くなる。

そのため、それぞれの団体の所管課においては、基本的なことであるが、事務処理要領など準公金等を取り扱う上での指針となる例規等を再確認し、前述した考察（意見）の対応について十分検討の上、改善されたい。

準公金等の事務の執行においては、担当者一人にまかせるのではなく、経理責任者やその他の職員が機会をとらえ、執行状況等の確認を行うなどリスクに備えた体制づくりを強化する必要がある。

また、準公金等の取扱事務を統括する総務課においては、経理事務に必要な参考様式の作成や事故防止対策等にかかる事例の紹介、研修会の実施、職員からの問合せへの対応など更なる支援体制の充実を図られたい。

むすびに、それぞれの団体の所管課においては、本市職員が準公金団体等の事務を取り扱うことが各事業の推進に本当に寄与しているのか、現状の運営方法が本来望ましいものなのかなど、今一度、その有効性等を検証し、団体個々の事情を考慮しながら必要に応じ肥大化しつつある行政事務の見直しに併せ、団体の自立性を促すことが求められる。

準公金の現金を管理している団体一覧

担当部署		団体名称
1	総務課	平戸市自治連合協議会
2		平戸地区連合防犯協会
3		平戸市交通安全母の会
4	中部出張所	平戸市防犯組合紐差支部
5		紐差地区区長会
6	市民課	平戸地区保健環境連合会
7		平戸をきれいにする会
8	福祉課	平戸市戦没者慰霊奉賛会
9		平戸市福祉健康まつり実行委員会
10	観光課	平戸港夏まつり実行委員会
11		Kidsジョブチャレンジ2019in平戸実行委員会
12	商工物産課	平戸市地域資源ブランド化推進協議会
13	文化交流課	ひらの風コンサート実行委員会
14		三浦按針没後400年事業実行委員会
15	農業振興課	平戸市担い手育成総合支援協議会
16		平戸市地域農業再生協議会
17		平戸市鳥獣被害防止対策協議会
18	水産課	県北地域栽培漁業推進協議会
19		平戸市漁協青年部連合会
20	建設課	平戸市西九州自動車道建設促進協議会
21	生月支所	平戸地区交通安全協会生月支部
22		生月町戦没者慰霊奉賛会
23		生月町地区衛生組織連合会
24	田平支所	田平町松浦鉄道協力会
25		田平町地区衛生組織連合会
26	大島支所	平戸地区交通安全協会大島支部
27		大島村地区衛生組織連合会

担当部署		団体名称
28	学校教育課	平戸市学校保健会
29	生涯学習課	平戸市体育協会
30		ひらどツーデーウォーク大会実行委員会
31	北部公民館	コラスまつり実行委員会
32		北部地区健康まつり実行委員会
33		平戸市公民館連絡協議会
34	中部公民館	中部地区健康まつり実行委員会
35		平戸越南まつり実行委員会
36	南部公民館	南部地区健康まつり実行委員会
37		奥ひらど文化祭実行委員会
38	生月町中央公民館	生月町青少年健全育成町民会議
39		生月町体育振興会
40		いきつきロード大会実行委員会
41	田平町中央公民館	田平町文化協会
42		田平町青少年健全育成会
43		田平町体育振興会
44		たびら中瀬草原クロスカントリー大会実行委員会
45		たびら子どもの未来を育てる会
46	大島村公民館	大島村体育振興会
47		大島村青少年健全育成会議
48		大島村盆踊振興会
49		大島村文化協会
50	消防本部	平戸市消防団
51		平戸市幼少年婦人防火委員会

※担当部署は、令和4年4月1日現在。団体名称は、令和3年3月31日現在。

準公金以外の現金を管理している団体一覧

担当部署		団体名称
1	総務課	平戸北部中部地区区長連合協議会
2		平戸市交通安全母の会平戸支部会
3	中部出張所	獅子地区区長会
4		平戸市防犯組合獅子支部
5		紐差地区消防後援会
6		獅子地区消防後援会
7		中部地区自治振興会
8		紐差地区公衆トイレ清掃会
9	南部出張所	南部地区区長連絡協議会
10	農林整備課	国営田平土地改良区
11		平戸市緑化推進委員会
12	農業振興課	平戸市認定農業者協議会
13		平戸市認定農業者協議会平戸支部
14		全国農業新聞会計
15	水産課	北松地域栽培漁業推進協議会
16	生月支所	館浦競漕船大会実行委員会
17	田平支所	田平つばき物産展実行委員会
18		田平地区戦没者慰霊奉賛会
19	南部公民館	クリーンリサイクル南部市民会議
20		南部地区青少年健全育成連絡協議会
21	田平町中央公民館	がわっぱ祭伝承会
22	消防本部	平戸市危険物安全協会

※担当部署は、令和4年4月1日現在。団体名称は、令和3年3月31日現在。